

令和8年7月30日

茅ヶ崎市立香川公民館運営審議会
会長 中島 良弘 様

茅ヶ崎市立香川公民館
館長 松下 晃久

茅ヶ崎市立香川公民館運営審議会に対する諮問について

社会教育法第29条第2項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1 検討を要する事項

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）への公民館の関わりについて

2 諮問理由

本市の教育基本計画においては、学校教育と社会教育の連携・協働の推進が重要な施策として位置付けられており、地域全体で子どもの学びと成長を支える体制づくりが求められています。

こうした中、令和7年度には市内すべての小・中学校において学校運営協議会の設置が完了し、コミュニティ・スクールとしての基盤が整いました。これにより、学校と地域が協働する仕組みは制度的に確立されたものの、その効果を十分に発揮するためには、地域における学びと活動の拠点との連携が不可欠です。

一方で、公民館は社会教育の中核施設として多様な学習機会や地域活動を担い、豊富な人材やネットワークを有しているものの、まだまだ学校とのつながりが十分とは言えず、それぞれの強みを十分に活かすためには、もう一步踏み込んだ取組が必要となります。

コミュニティ・スクールに公民館が積極的に関わることで、学校教育と社会教育の一体的推進が図られ、地域人材の活用や多世代交流の促進、さらには地域課題の解決に向けた学びの循環など、より豊かな地域づくりにつながることが期待されます。

そこで、公民館運営審議会において、「コミュニティ・スクールへの公民館の関わり」について検討し、本市の実情に応じた具体的方策を整理することとしました。

以上のことから、上記1の「検討を要する事項」において諮問をいたしますので、ご審議のうえ、答申くださるようお願いいたします。

3 答申希望日

令和9年3月